

中国蝗災対策史 ——蝗は天災か人災か——

今井 秀周

- はじめに
 - 一 蝗の祭
 - 二 災異説と蝗
 - 三 災異説の功罪
 - 四 災異説の否定
 - 五 捕蝗の推進
 - 六 防蝗の徹底
- むすび

はじめに

蝗とは稼穡を害するバッタと、そのバッタの大発生によって起きる災害をさす。蝗による災害は、中国では昔から水害、旱害と並んで恐れられ、その被害は極めて甚大であった。空を真っ黒に塗りこめるほど多数のバッタ（以下蝗）が、風に乗って移動しながら増殖していく。これを飛蝗という。そして蝗が降りた所の作物は徹底的に食い尽される。そのため一旦蝗に襲われると、食物が無くなり、人相食む惨状に至ることが珍しくなかった。

蝗は普通イナゴと訓じられる。イナゴといえば、草原や田畑で跳びはねている、採っては佃煮にして食べた、コバネイナゴがすぐに想起されるが、中国の古記録に頻りに現れる蝗の大部分はそのイナゴではなく、大発生して群飛するトノサマバッタなどのバッタ類で、トビバッタと呼ばれるものである。普段バッタは草原でばらばらに生活しているが、何かの原因でその生育地域が密度過剰になると、その形態に変化が生じる。これまで緑色であった体が黒褐色になり、体も翅もずっと大きくなる。そして新しい土地で産卵するために群飛を始めるのである。⁽¹⁾

蝗はどうすれば防ぐことができるのか。これは古来の大問題であり、現在でも盛んに研究が行われている。その主な研究は、やはり災害対策を目的としたものであるが、こと中国の蝗については、過去に膨大な記録が蓄積されていることから、その歴史的側面も興味深い研究対象となっている。

その成果を概観してみると、中国の蝗の歴史に最もはやく目を向けたのは鄧拓氏で、氏は『中国救荒史』の中で、国家による治蝗政策が次第に厳しさを増していった様を述べた。

そしてこのあとには、天野元之助氏の「徐光啓の『農政全書』と除蝗考」、加藤繁氏の「支那の害虫駆除法に就いて」、周堯氏の『中国早期昆虫学研究史（初稿）』、鄒樹文氏の「論徐光啓《除蝗疏》」等の論著が並び、主として農学史の面から治蝗技術資料の解釈や評価を行った。また澤田瑞穂氏の「驅蝗神」のように、蝗退治の神々について詳述したものもある。⁽²⁾

中国の蝗問題の重要性、そして治蝗技術の発達は、こうした先学の研

究によって既にかなり明らかにされたと言つてよい。

しかし中国の長い蝗対策の歴史を理解するには、まだ検討が十分に行われていない部分がある。それは治蝗を妨げた動きについてである。蝗は雨や旱とは性格の異なる災害である。雨や旱には、人間は如何ともし難いが、しかし蝗は昆虫であるから、蝗を殺せば殺すほど災害を抑えることができる。そこで当然のこと、大概の農夫たちは蝗に見舞われると、これを懸命に打ち払った。ところがある思想や迷信、また政治組織などが、しばしばその行動を阻んだのである。とくに為政者の間に、蝗を殺すべきでないとする思想が長期に亘つてはびこつたのは、全くの不幸であつた。つまり治蝗は決して技術の発達どおりには進まなかつたのである。したがつて蝗対策の歴史を見る場合、せつかくの技術や努力をやらせなかつたそれらの影響は、非常に重要な部分となる。

これまで中国の蝗に対する先学の関心は主に技術面にあり、この点にはあまり触れられなかつた。そこで拙稿では、とくにこの治蝗を妨げた力に焦点をあて、それと技術の発達とを見比べながら、治蝗の歴史を描いてみようと思う。

一 蝗の祭

トビバッタを蝗という文字で表すのは『呂氏春秋』や『史記』に始まる。⁽³⁾ 此れ以前、『春秋』には蝻と記され、『詩』には阜蝻、蝻斯、斯蝻、蝻などと記された。⁽⁴⁾ 地域によつても使われる文字は異なり、例えば揚雄の『方言』(晋郭璞註)には、

蝻(即蝗也、莫鯁反)、宋魏之間、謂之蚺(音貸)、南楚之外、謂之蠖

蝻(蠖音近許、亦呼吒蛭)、或謂之蝻、或謂之蠖(音賸)、(卷一一)とある。また別に蝗の子を表す文字があり、『春秋』は蝻と記し、『爾雅』は蝻蝻と記し、唐宋よりあとには蝻という文字が現れる。⁽⁵⁾ このように蝗を表す文字や音は、時代地域によつて様様であるが、後世には主に蝗と蝻の文字が用いられるようになった。

さて駆除の方法がまだよく知られていなかった昔、人々は蝗にどのように対処していたかというところ、祭祀や呪術に頼ることが多かった。もちろん自分たちの畑に蝗が現れば、人々はこれを穴に埋めたり焼いたりして殺した。⁽⁶⁾ しかし蝗が圧倒的な数になると、それはもう徒勞でしかなくなる。蝗の前で茫然とした人々が考えた対策は、神を祭ることであり、蝗を呪うことであつた。

最も古い祭神の記事は、『礼記』に見ることが出来る。

天子大蜡八、伊耆氏始為蜡、蜡也者索也、歲十二月、合聚萬物、而索饗之也、：曰、土反其宅、水滸其壑、昆虫毋作、草木歸其沢、(郊特牲)

周は大蜡という祭を行い、農耕生活に関する八つの神を祭つた。その八番目が昆虫の神で、蝗はその中に含まれていた。この祭では「土水草木すべて本来あるべき所にあれ」と祝詞が述べられ、「作(おこ)るなかれ」と昆虫の神に請願が為された。

蜡はほんらい毎年末に開かれる国家祭祀であつたが、八つの神の中に農耕の大敵である昆虫が含まれていたことから、しだいに昆虫の退散を希求する農民の間に広まっていた。その民間の祭所は八蜡廟とよばれ、祭は昆虫の発生に依じて随時行われた。⁽⁷⁾ 昆虫の中で最も恐れられたのは

蝗で、多くの地域で蝗は虫王と呼ばれ、虫王廟というものも建てられた。⁽⁸⁾ なお一説には、蜡は昆虫そのものでなく、昆虫を退治してくれるものを祭ったのだといい、元馬端臨の『文献通考』にはこうある。

沙隨陳氏曰、…曰昆虫者、先儒謂昆虫害稼、不当与祭、乃易以百種、是不然所謂昆虫者、非祭昆虫也、祭其除昆虫而有功於我者也、除昆虫者、不一而足、如火田之人、捕蝗之子、禽鳥或能食之、霜霰或能殺之、以其不一而足、故直曰昆虫焉耳、(卷八五、郊社考、八蜡の条所引、宋陳祥道『礼書』)

そう言われてみると、たしかに加害者の虫に懇願するよりも虫を退治してくれる神を祭る方が、効果を期待できそうである。清代を例にとると、とりわけよく祭られた劉猛將軍というのが、そうした神であった。顧禄の『清嘉録』は、蘇州での劉猛將軍の祭をこう記している。

(正月) 十三日、官府致祭劉猛將軍之辰、潑人駢于吉祥庵、庵中燃銅燭二、大如梧桐、半月始滅、俗呼大蠟燭、相伝、神能驅蝗、天旱禱雨輒応、為福猷畝、故鄉人酬答、尤為心慄、前後數日、各鄉村民、擊牲獻醴、擡象游街、以賽猛將之神、謂之待猛將、穹窿山一帶農人、昇猛將、奔走如飛、傾跌為樂、不為慢褻、名曰趣猛將、(卷一、祭猛將)

この劉猛將軍は民間の俗神であるが、同条の案語に、
 国朝雍正十二年、詔有司、歲冬至後第三戌日、及正月十三日致祭、
 とあるように、雍正帝がその致祭を命じている。劉猛將軍はそのころ、
 国も無視できないほど民衆の信仰を集めていたのである。

劉猛將軍が誰であるか、諸説は概ね宋元時代の劉姓の人物を当ててい

るが、実際のところよくは分からない。この点については、前掲澤田氏の論考に詳しい。

昆虫退治の神は、宋元より古い時代にも見つかる。『水経注』には、百虫將軍という神が載っている。

有百虫將軍顯靈碑、碑云、將軍姓伊氏、諱益、字隴敷、帝高陽之第二子伯益者也、晋元康五年七月七日、順人吳義等、建立堂廟、永平元年二月二十日、刻石立頌贊、示後賢矣、(卷一五、洛水、又東過偃師県南の条)

その名から推せば、百虫將軍はあらゆる虫を率いていたのであろう。蝗の問題にも関与したことが推察される。しかしこの神の由来も、大変古い所に結び付けられていて怪しげである。『史記』などにある古伝説とも合致しない。おそらくこの神もまた、虫退治の必要から民間で作りに上げられたものなのであろう。

次は道教の神に驅蝗を祈った例である。『道蔵』には「太上元始天尊 說消殄虫蝗經」という經典がある。

爾時元始天尊、在大羅天上、玉京山中、為諸大衆、広宣妙法、時有太極真人、長跪端簡、上白天尊、言曰、伏見天下人民、耕桑為本、養育身形、須藉田蠶、近代以来、虫蝗競起、水旱不調、侵損苗稼、天下萬民、悽惶憂懼、男女悲哀、无处祈禱、人民躬詣名山祭拜、全无所応、虫蝗不滅、雨沢未期、不知凡夫積何罪業、所求无応、惟願天尊、特賜開悟、

天尊曰、吾見天下人民、毎年豊熟之時、全無敬信、不荷三光、將其

穀米賤慢、雞踏狗踐、拋散糞穢、非為使用、並元護惜、皆是乾象觀見、天下人民、不生敬信、致令虫蝗水旱、所見如斯、今得真人所奏、吾甚欣然、謹遣五帝大魔三元官屬、六甲神將、五嶽四瀆、風伯雨師、雷公電母、二十四炁神君、洞府名山、八大龍王、五穀精靈、一切龍神、今於下界、收撰虫蝗、使風調雨順、天下萬民、改惡從善、宜於宮觀靈壇仙靖洞府之中、建立道場、安排真像、或一日二日、乃至七日、齊心精潔、燒諸名香行道、念誦經文、設齋醮祭、上告乾象星宿尊神、作大福利、乃得虫蝗消殄、雨順風調、五穀秀成、倉庫盈滿、人民歡樂、国土太平、衣食自然、

天尊乃說偈曰、人生不積善、災厄所來侵、耕種不專勤、虫蝗水旱臨、杳冥難可測、恍惚不知尋、人生若敬重、萬禍不來侵、衆生行慈考、天然福果因、如斯敬大道、歲歲保豐登、

天尊說是頌畢、及諸大衆、太極真人等、一切稽首、歡喜踊躍、作礼而退、信受奉行、(『明正統道藏』洞真部、本文類所収)

このなかで元始天尊は「蝗災は、收獲のときに天地への敬信を疎かにすると起る。道場を建て、齋心行道に励み、諸神に祈るべし云々。」と説いている。そして蝗虫を收撰し風調雨順ならしめるために天尊が派遣する神はというと、五帝・大魔・三元官屬・六甲神將・五嶽四瀆・風伯雨師・雷公電母・二十四炁神君・洞府名山・八大龍王・五穀精靈・一切龍神とたいへんな数にのぼる。さすがの天尊も、蝗を消殄させるのは容易でなかったようである。

次には呪詛の形を見てみよう。『史記』卷二八、封禪書には、蝗を発生させたものを呪ったという記録がある。

(太初元年)是歲西伐大宛、蝗大起、丁夫人・雒陽虞初等、以方祠詛匈奴・大宛焉。⁽⁹⁾

太初は漢の武帝の年号である。次章で述べるが、その時代蝗災は戦争と深い繋がりと考えられていた。そこで丁夫人らは、大宛を討つた時たまたま起った蝗を匈奴や大宛の所業とみて、方祠によって彼らを詛い、災いを消そうとしたのである。漢の武帝がこうした神秘的な考えや呪術を好んでいたことは、あらためて説明するまでもないであろう。

呪詛にはまた、蝗そのものを呪うという方法もあった。そのよく知られたものに、唐の太宗が蝗を生吞したという話がある。

貞觀二年六月、京畿旱、蝗食稼、太宗在苑中、掇蝗呪之曰、人以穀為命、而汝害之、是害吾民也、百姓有過、在予一人、汝若通靈、但當食我・無害吾民・將吞之、侍臣恐上致疾、遽諫止之、上曰、所冀移災朕躬、何疾之避、遂吞之、是歲蝗不為患、(『旧唐書』卷三七、五行志)

以上蝗の祭や呪詛のいくつかを見てきたが、蝗災は何も歴史時代に始まったわけではなく、人間が農耕生活を営み始めたときから存続する問題である。したがってこうした対処は、農耕生活とともに古来行われてきたものである。祭や呪詛に頼ろうとする傾向は、学問のない一般民衆にとくに強かった。⁽¹⁰⁾近世になっても民衆は、相変わらず祭祀や呪詛を続けた。しかしそれでは蝗災はなくならない。懸命に神を祭れば祭るほど、被害は拡大してしまうのである。神秘的な力にすがろうとする彼らを、いかにして殺虫作業に向かわせるか、それは時時の為政者にとって

常に大きな課題であった。

二 災異説と蝗

無数の蝗を打ち殺そうとすれば多数の人員が必要となり、その多数の人員をうまく動かすには有能な纏め役が必要である。それを実現させるのは、もちろん国王、皇帝の命令であり、中央地方にいる官僚、僚吏たちである。しかし、その肝心な為政者らが非科学的な思考に囚われると、どうしようもない事態を招いてしまう。とくに漢から唐初に至る間には、そうした問題が顕著にあり、治蝗は一向に進展しなかった。

漢の時代、武帝が亡くなると、それまで災害対策に重用されていた方祠方術は次第に影をひそめ、そのあと代わって、儒家のいわゆる災異説の論理が幅を利かせるようになった。それが蝗対策を阻害したのである。

災異説とは周知のように、董仲舒をはじめ劉向、劉歆らによって説かれた理論で、自然現象と社会現象との間には緊密な連関があるとする古くからの考えを、天人感應説や陰陽五行説によって解釈整理したものである。その災異説によれば、もし政治の中に誤った所があれば、必ず自然現象に相應の異変が現れるという。自然現象は、いうまでもなく中国の最高神である天が齋すものであり、異変は天からの譴告である。したがって異変が生じたときは、天の子である皇帝はすぐに身を正して政治に努めなければならない。もしそれを怠れば、天から罰が下されることになる。⁽¹⁾

では災異説は蝗をどのように説明しているのだろうか。

災異理論が大凡纏められている『漢書』の五行志によれば、蝗は陽気によって生じると云う。

伝曰、言之不從、是謂不艾、厥咎僭、厥罰恒陽、厥極憂、時則有詩妖、時則有介虫之孽、…介虫孽者、謂小虫有甲飛揚之類、陽氣所生也、於春秋為蝻、今謂之蝗、皆其類也、(『漢書』卷二七中之上、五行志中之上)

それなら蝗を生む陽気はなにがもとで高まるかという点、同志に続いてこうある。

言上号令、不順民心、虚譁憤乱、則不能治海内、失在過差、故其咎僭、僭、差也、刑罰妄加、羣陰不附、則陽氣勝、故其罰常陽也、旱傷百穀、則有寇難、上下俱憂、故其極憂也、君炕陽而暴虐、臣畏刑而柑口、則怨謗之氣、発於譎謠、故有詩妖、

また五行志中之下には、

桓公五年秋、蝻、劉歆以為、貪虐取民則蝻、介虫之孽也、与魚同占とある。要するに、君主が「貪虐取民」すなわち人民を虐待し甚だしく搾取すると、陰陽のバランスが崩れ、そこで陽気が勝って蝗が起きると

いうのである。これを天の意思として捉えたと、天が人君に貪虐取民の事実を悟らせようとして、蝗を発生させたことになる。五行志にはそこここに、蝗は「暴虐賦斂之応」「虐取於民之効」だと書かれている。

その貪虐取民という社会状況は、もっと具体的にいえば、主として戦争を指したようである。

戦争が原因となって蝗が生じるとは、五行志のどこにも明言されていないのであるが、しかし介虫之孽としてまとめられた、五行志の蝗もしくは蝗に似た虫による災害記録には、ちょうどそのとき行われた戦争を

併記したものが多し。春秋の桓公五年から漢平帝の二年に至る間の被災記録は全部で二十三。そのうち半数以上に戦争の事が書かれている。

五行志から漢代の蝗を一通り引いてみると、次のとおりである。

景帝中三年秋、蝗、先是匈奴寇边、中尉不害将車骑材官士、屯代高柳、

武帝元光五年秋、螟、六年夏、蝗、先是五将军聚三十万、伏马邑、

欲襲单于也、是岁、四将军、征匈奴、

元鼎五年秋、蝗、是岁、四将军、征南越及西南夷、开十余郡、

元封六年秋、蝗、先是、两将军征朝鲜、开三郡、

太初元年夏、蝗、从东方蜚至敦煌、三年秋、复蝗、元年武帝将军征

大宛、天下奉其役连年、

征和三年秋、蝗、四年夏、蝗、先是一年、三将军聚十余万、征匈奴、

征和三年、武帝七万人、没不还、

周 秀 井 今

平帝元始二年秋、蝗一徧天下、是时王莽秉政（以上五行志中之下）、

ここには、蝗は戦争の「応」であるとか「効」であるといった説明はない。しかしながら「蝗」の後に「これより先」とか「この歳」として戦争を記しているのは、蝗と戦争との因果関係を示したとしか考えられない。

戦争で兵士が矛と矛を交えるのは、陽気の塊の衝突である。そして戦争は兵士のみならず後方の人々すべてに負担を強いる。その状況はまさしく貪虐取民である。陽気的面からいっても貪虐取民的面からいっても、戦争がもつ特質は蝗の発生原理と全く一致する。こうした所からみれば、災異論者らが蝗と戦争との関係を考えていたことは明らかである。

蝗を戦争と関連づけるのは、災異理論より以前からあったことかもしれない。宋の羅大経の話はそれを示唆している。

蝗災每見於大兵之後、或言乃戰死之士冤魂所化、雖未必然、但余曩

在湖北、見捕蝗者、雖群呼聚喊、蝗不為動、至鳴金擊鼓、則聳然而

聽、若成行列、則謂為殺傷沴氣之所化、理或然也、〔鶴林玉露〕卷

一五、蝗の条）

たしかに蝗の大きな体や荒々しい習性には、兵士や戦争を想起させるところがある。また蝗を戦死者の冤魂であると見れば、戦争の後によく蝗が起きることも納得されよう。右は宋代の話であるが、古代人がこれと同じ様に蝗を見ていたとして不思議はない。もしかすると、災異説の蝗発生原理は、こうした迷信の影響を受けたものかもしれない。

五行志に蝗の主因が戦争事態だと明記されなかったのは、おそらく朝廷を恐れ憚ったためであろう。

国を維持拡大するには戦争が不可欠であった昔のことである。もし蝗の発生原因を戦争だと決めつけたらどうなるであろう。よほど戦時政策に、君主はじめ誰もが認めるような問題点があれば別であるが、それは国策を否定することになってしまう。

災異論者は自然現象と社会現象とを緻密な論理で結び付け、それを政治に持ち込むことに成功した。しかし理論が如何にうまく組み立てられているとしても、政道を批判することには慎重でなければならぬ。そこで災異論者や五行志を撰した班固らは、自らの理論が成立し、かつ国策を咎めないようにと、あえて明言を避けたのであろう。

それは五行志全体の書き方にも反映されているように思われる。前引

五行志の文にある、周代の蝥の説明と、漢代の蝗の説明を比べると、前者には至って詳しい解説があるのに、後者にはごく簡略にしか書かれていない。このように時代によって精粗のある五行志の書き方は、後世『漢書』の中で五行志が最も粗雑であると批判される所以であるが、これは災異論者が、聖朝の事にできるだけ直接的具体的に触れないよう注意しつつ文言を組み立てたことから生じたものであろう。

しかし戦争は国の重要な施策であり、頻繁におこなわれる。たとえ理論書は曖昧に上げることができたとしても、実際に蝗が発生すれば、朝議に於いて蝗と戦争との関係に触れないわけにはいかないであろう。そのとき災異論者はどのように説明したのか。この疑問には、前章で述べた、丁夫人が蝗災をおさめようとして敵国を誣った行為が参考になる。つまりそうした時には、たしかに戦争は様な害悪を引き起こすが、悪いのは敵国であり、蝗の原因は敵国にあると説くのである。戦争での正義は常に我が方にある。そこで悪いのはあくまで敵国だと唱えながら、民の救済に努める。このようにすれば、たとえ蝗の原因は戦争だと説いても、国を誇ることはならない。

ところで蝗の発生記録をながめると、蝗はとりわけ旱の後に多いように見える。それは確かにそうした事があるわけで、なぜなら従来湿っていた草原がひどく乾燥すると、そこに棲む蝗は食草難に陥り、群飛して他の地に逃れようとする生態基盤ができるからである。もしこの因果関係が分っていれば、蝗対策の流れはまた違ったかもしれないが、しかし災異論者はそれに気づかなかった。

五行志に記された旱の原因は、蝗と少し違っている。陽気の高まりから起るとする点は同じであるが、旱を惹き起す陽気が高まるのは、炕陽すなわち人民に恩恵を与えないからだと言う。⁽¹³⁾このように災異理論が旱と蝗の原因を別の所に置いたことも、蝗対策を遅らせる一因となったと思われる。

三 災異説の功罪

儒教の災異説によって蝗の発生原因は明らかにされ、対策方法もはっきりと示された。蝗が発生すると、天子はすぐさま災異説に則って政治を顧み、自らの行いを正し、善政を施して天の心を撼動するのに努めることとなった。儒教は漢以降いづれの王朝でも政治理念とされたから、蝗災が起るたびに、どの天子も基本的にこうした対応をとった。

儒教思想が高揚され、隅々にまで浸透していくと、この災異説の影響は更なる広がりを見せる。本来行いを正して蝗を治められるのは天子唯一人であったが、それが官吏にまで及んでいったのである。

卓茂、字子康、南陽宛人也、父祖皆至郡守、茂、元帝時学於長安、事博士江生、習詩・礼及歷筭、究極師法、稱為通儒、後以儒術擧為侍郎、給事黃門、遷密令、平帝時、天下大蝗、河南二十余縣、皆被其災、独不入密県界、督郵言之、太守不信、自出案行、見乃服焉、(『後漢書』伝一五)

宋均、字叔庠、南陽安衆人也、父伯、建武初為五官中郎將、均以父任為郎、時年十五、好經書、每休沐日、輒受業博士、通詩・礼、善論難、遷九江太守、中元元年、山陽・楚・沛多蝗、其飛至九江

界者、輒東西散去、由是名称遠近、(『後漢書』伝三一)

卓茂は前漢末、宋均は後漢始めの人。ともに詩や礼に通じた儒学者であつた。蝗が彼らの治める地域を避けたことは、儒教のすばらしさを示すものであり、後の治蝗論議にはきまつてこれらの話が引用される。

また『搜神記』にも、別の似た話が載っている。

後漢徐栩、字敬卿、吳由拳人、少為獄吏、執法詳平、為小黃令時、

屬県大蝗、野無生草、過小黃界、飛逝不集、刺史行部、責栩不治、

栩棄官、蝗応声而至、刺史謝令還寺舎、蝗即飛広、(卷一一)

賢者の居る地域は蝗の被害を受けないということであれば、役人にはぜひ賢人を選びたい。賢人の登用は、政治上珍しいことではないが、後漢には明らかに治蝗を企図した賢人の抜擢が行われた。そのとき選ばれた者の一人、西華の令戴封は至行の人物で、しかも消災伏異の能力を持っていた。果たして蝗や旱が起ると、彼は期待通りの力を發揮してくれたという。

戴封、字平仲、濟北剛人也、年十五、詣太学、師事鄧令東海申君、詔書求賢良方正直言之士、有至行能消災伏異者、公卿郡守各舉一人、郡及大司農俱舉封、公車徵、陸見、对策第一、擢拜議郎、遷西華令、時汝・潁有蝗災、独不入西華界、時督郵行県、蝗忽大至、督郵其日即去、蝗亦頓除、一境奇之、其年大旱、封禱請無獲、乃積薪坐其上、以自焚、火起而大雨暴至、於是遠近歎服、(『後漢書』伝七一、独行)

このように災害を鎮めたり防いだりできる人物が官属の間に現れるのは、天子にとってはあまり有難いことではなかったであろう。本来ならば

天の意思は天子に伝えられる。そして天の心を撼動するのも天子の特権である。それを官属らに行われたのでは、天子の沽券に関わるであろう。かといって儒教精神からすれば、立派な役人は顕彰すべきであり、咎めるわけにはいかない。

このころの天子の気持が見える一文が『芸文類聚』にある。

鄭弘、為郷令、永平十五年、蝗發太山、郡国被害、過郷不集、郡以

状上、詔書以為、不然、自朕治京師、尚不能攘蝗、郷令何人而令消

弭、遣案驗之、(『芸文類聚』卷一〇〇、災異部所引『会稽典録』)

永平は後漢明帝の時代である。明帝は「朕ですら蝗を払うことができないのに、県令ごときはどうして」と、ご機嫌斜めである。この話ほどこまで確かなものか分らないが、全くの虚構とも思えない。消災能力を持つ賢人を積極的に搜した皇帝もあつたが、中には賢人の存在を不愉快に思つた皇帝もあつたに違いない。

さてこうした記録から分かるように、はじめ災異説は蝗災の原因を解明し、蝗災を収束させるため、為政者に行いを正すことを求めたのであるが、それがやがては、行いが正しければ蝗は発生しないということになつていった。これには一面歓迎すべき所もある。蝗が起きると立派な人物が用いられ、酷吏が除かれ、あるいは免罪が許された。しかし反面、その結果として天子や役人の能力と人間性ばかりに目が向けられてしまい、肝心の殺虫作業が疎かされるという問題を招いてしまった。

この儒教の徳治による問題は、やがてさらに深刻なものとなった。蝗は退治してはならないという考えまで生み出したのである。つまり無闇に多数の虫を殺せば、陰陽の調和が崩れ、反つて事態を悪くしてしまう。

また殺虫作業を行えば、必ず畑を傷めるし、人々の混乱に乗じて奸詐を働く役人が現れる。だから政治を行うものが精進して徳を磨き善政を施すことに努めるのが、最善の治蝗策だというわけである。南朝宋の范泰は、それをこう論じている。

(元嘉三年)秋旱蝗、又上表曰、陛下昧且丕顯、求民之瘼、明斷庶獄、無倦政事、理出羣心、沢謠民口、百姓翕然、皆自以為遇其時也、災變雖小、要有以致之、守宰之失、臣所不能究、上天之譴、臣所不敢誣、有蝗之處、臬官多課民捕之、無益於枯苗、有傷於殺害、臣聞、桑穀時亡、無飯斤斧、楚昭仁愛、不祭自糝、卓茂、去無知之虫、宋均、囚有異之虎、蝗生有由、非所宜殺、石不能言、星不自隕、春秋之旨、所宜詳察、(『宋書』卷六〇、范泰伝)

こうなると、災異説は蝗対策にとって全く危険な思想である。しかもこうした解釈は唐初まで振られたのである。

漢代、災異理論は自然現象を強力に政治、社会と結び付け、自然現象が科学的な分析を受ける余地を失わせた。そしてその理論が『漢書』五行志に纏められ、歴代の正史が『漢書』に倣って五行志を載せ続けると、そのあと自然現象は常に五行志によって理解されることになった。五行志は不可思議な自然現象をうまく説明してくれて、政治を担当する儒学者らは、これに疑問を投げかけなかった。

はじめ漢代の災異論者が旱と蝗を結び付けなかったのは、仕方ないことであろう。まだ参考のできる記録の数が少なかったからである。しかしその後歴代正史の五行志は、膨大な旱と蝗災の記録を蓄積した。にもかかわらず、儒学者らは長い間、両者の関係に気づかなかった。記録

はただ蓄えられただけで、改めて解析されることがなかったのである。

以上の状況を見れば、中国に於ける蝗災対策がなかなか進まなかった主因は明らかである。儒者が災異説に拘泥し、五行志に対する検証を怠って、蝗を天の齎したものの、言い換えれば全くの天災としたことである。

では次に思想を離れて、漢代に行われた実質的な蝗対策について見てみよう。といってもその記録は一つしかない。

漢の元始二年に、国が捕蝗に乗り出し、捕獲した蝗の量に応じて人々に銭を給したという記録がある。

(元始二年夏四月)郡国大旱、蝗、青州尤甚、民流亡、安漢公・四輔・三公・卿大夫、吏民、為百姓困乏献其田宅者、二百三十人、以口賦貧民、遣使者捕蝗、民捕蝗詣吏、以石斛受銭、…(『漢書』卷一一、平帝紀)

このときの蝗災は極めてひどかった。右の記事のあとには、租税の免除、疾疫対策、死者の葬銭等々のことが細かく述べられている。蝗の捕獲量に応じて銭を与えたのは、貧民を救済するためではない。蝗に襲われたものとして人々を、報奨金によって治蝗作業に向かわせようとしたものである。蝗が発生したら、それを捕えるのを当然とする後世では、この策は普通のこととなる。しかし古記録に見えるのはこの一件だけで、このあと唐に至る間には全く見られない。これは当時としてはよほど珍しい対策であったのである。災異説が政治に深く関わり、殺虫の非まで唱えられた時代では、大規模な治蝗作業などなかなか実施できなかったのであろう。

なお後漢明帝の永平三年に次のような詔が下されたことがある。

三年春正月癸巳、詔曰、朕奉郊祀、登靈台、見史官、正儀度、夫春者、歲之始也、始得其正、則三時有成、比者水旱不節、辺人食寡、

政失於上、人受其咎、有司其勉順時氣、勸督農桑、去其螟蟻、以及

螣賊、詳刑慎罰、明察單辭、夙夜匪懈、以称朕意、(『後漢書』紀二)

この詔の中に「去其螟蟻、以及螣賊」と云うのは、『詩』の太田から引いたもので、螟・蟻・螣・賊とは、蝗などの害虫をさす。⁽¹⁴⁾ 唐の姚崇は、

この詔は除蝗を命じたものだが、しかし詔の全文体を読むとそうは思えない。これは氣候の不順を心配した明帝が、年の始めに当たって、これ以上政治に失敗して人民が天の咎めを受けることがないようにと、有司に諭したものと理解される。

四 災異説の否定

唐の中頃になると、蝗災対策史上、画期的なことがおこる。宰相姚崇が「蝗捕う可し」と主張し、反対派を抑えて強引に捕蝗を行ったのである。それは玄宗の開元四年に起った大蝗災の時のことである。彼はこう論じた。

崇奏曰、毛詩云、秉彼蠹賊、以付炎火、又漢光武詔曰、勉順時政、

勸督農桑、去彼蝗蟻、以及蠹賊、此並除蝗之義也、虫既解畏人、易

為驅逐、又苗稼皆有地主、救護必不辭勞、蝗既解飛、夜必赴火、夜

中設火、火辺掘抗、且焚且瘞、除之可尽、時山東百姓、皆燒香礼拝、

設祭祈恩、眼看食苗、手不敢近、自古有討除不得者、祇是人不用命、

但使齐心戮力、必是可除、乃遣御史分道殺蝗、(『旧唐書』卷九六、

姚崇伝)

このときの被災地域は、河南、河東を中心として北中国の全域に及んだ。姚崇が得た情報によれば、山東の人々は蝗を礼拝し、恩恵すら願っているという。そこで崇は各地に御史を派遣し、蝗退治を命じて言った。「蝗は驅逐し易きもの。これまで討除に成功しなかったのは、真に力を合わせて行わなかったからである。」こうした明快な討除論が朝廷において口にされたことは、嘗てなかった。この捕蝗はこれまで堅持されてきた儒教の理論との真つ向からの対決と言ってよい。崇の命令は激しい抵抗を受けることになった。

汴州の刺史倪若水は、姚崇が派遣した御史の捕蝗作業を拒否し、抗論した。

汴州刺史倪若水執奏曰、蝗是天災、自宜修德、劉聰時、除既不得、

為害更深、仍拒御史、不肯応命、崇大怒、牒報若水曰、劉聰偽主、

德不勝妖、今日聖朝、妖不勝德、古之良守、蝗虫避境、若其修德可

免、彼豈無德致然、今坐看食苗、何忍不救、因以飢饉、將何自安、

幸勿遲迴、自招悔吝、若水乃行焚瘞之法、獲蝗一十四萬石、投汴渠、

流下者、不可勝紀、(同右)

朝廷内では、崇と災異論者との論戦が続いた。

時朝廷喧議、皆以驅蝗為不便、上聞之、復以問崇、崇曰、庸儒執文、

不識通變、凡事有違經而合道者、京有反道而適權者、昔魏時、山東

有蝗傷稼、縁小忍不除、致使苗稼総尽、人至相食、後秦時有蝗、禾

稼及草木俱尽、牛馬至相噉毛、今山東蝗虫、所在流滿、仍極繁息、

実所稀聞、河北・河南、無多貯積、倘不收穫、豈免流離、事繫安危、

不可膠柱、縱使除之不尽、猶勝養以成災、陛下好生惡殺、此事請不

煩出救、乞容臣出牒処分、若除不得、臣在身官爵、並請削除、上許之、(同右)

姚崇は「ほんくら儒者らは書物の文字にばかり固執して、社会の動きに通じる知恵を持っていない。」と論陣を張り、最終的に、皇帝は崇の考えを是とした。

それでもなお宰相盧懷慎は、旧来の災異理論によって崇を説得しようとした。「蝗は天が下された災いである。人の力では制止できない。皆がそう言っている。だからどうか聞き入れて欲しい。」

黄門監盧懷慎謂崇曰、蝗是天災、豈可制以人事、外議咸以為非、又殺虫太多、有傷和氣、今猶可復、請公思之、崇曰、楚王吞蛭、厥疾用瘳、叔敖殺蛇、其福乃降、趙宣至賢也、恨用其犬、孔丘將聖也、不愛其羊、皆志在安人、思不失礼、今蝗虫極盛、驅除可得、若其縱食、所在皆空、山東百姓、豈宜餓殺、此事崇已面經奏定訖、請公勿復為言、若救人殺虫、因緣致禍、崇請独受、義不仰闕、懷慎既庶事曲從、竟亦不敢逆崇之意、(同右)

姚崇はこれにも頑として応ぜず、捕蝗を遂行した。結局この捕蝗作戦は成功し、蝗は治まった。

しかしこのときの捕蝗は、姚崇の考えが正しいとされたわけではなかった。即位して間もない皇帝の傍らで大権を振う彼を恐れ、しぶしぶ従ったというのが実のところであった。姚崇伝には、それがこう記されている。

蝗因此亦漸止息、是時、上初即位、務修德政、軍国庶務、多訪於崇、同時宰相盧懷慎、源乾曜等、但唯諾而已、崇独当重任、明於吏道、

断割不滞、(同右)

諫議大夫の韓思復は、姚崇に対抗して「天災がここまで広まっては如何ともし難く、陛下には身を正し、人民を救済し、至高の人物を登用されるのが天の咎を休める道であります。」と論じ、一時皇帝の心を捉えたことがあったが、事後そんな彼に対する姚崇の態度はとりわけ厳しかった。

(韓思復)開元初、為諫議大夫、時山東蝗虫大起、姚崇為中書令、奏遣使分往河南、河北諸道、殺蝗虫而埋之、思復以為、蝗虫是天災、当修德以禳之、恐非人力所能翦滅、上深然之、出思復疏以付崇、崇乃請遣思復、往山東檢蝗虫損之処、及還具以実奏、崇又請令監察御史劉沼、重加詳覆、沼希崇旨意、遂筆撻百姓、廻改旧状、以奏之、由是河南數州、竟不得免、思復遂為崇所擠、出為德州刺史、(『旧唐書』卷一〇一、韓思復伝)

姚崇の命令は実行されたものの、随所で彼への反感が渦巻いていた。両『唐書』には、この後の捕蝗を述べた記事が一つもない。もしかすると姚崇の退陣後には、再び天災論者が巻き返したかもしれない。

しかしながら唐が終わって五代になると、蝗退治の様様な技術の試みや、精力的な作業の記録が続々と出てくる。⁽¹⁷⁾やはり姚崇が敢然として行った捕蝗は、旧来の消極的な考えから脱して積極的な捕蝗に向かう一大契機となったと言わなければならない。

姚崇の議論をふりかえると、彼は災異説が誤っているとは一言も言っていない。彼が説いたのは常に「蝗災を放置すれば、被害はますます大きくなる」という、現実的対処の必要であった。災異論者が大勢を占め

る中では、さすがに災異説を直接誇ることは避けたのであろう。とはいえ彼が天災論を信じていなかったことは、そうした状況下で捕蝗を敢行したことに明らかである。彼の目には、蝗は天譴でなく唯の昆虫として映っていたに違いない。

南北朝のころから、蝗に対する生態観察が次第に進んでいたから、姚崇が天災論を否定した背景には、そうした知識の普及があったのかもしれない。⁽¹⁸⁾

蝗の生態に目が向けられた最初の痕跡は、晋代にある。

常以蝗向生時、各部吏案行境界、行其所由勸生苗之内、皆令周徧、
〔晋令〕、『芸文類聚』卷一〇〇、災異部所収)

周 秀 井 今
これは蝗の発生時期を迎えて出された警戒巡視の命令である。綿密な巡回調査は、蝗対策の第一段階であり、この繰り返しによって生態の正確な知識が得られる。そして得られたのが次のような結果であった。

河東大蝗、唯不食黍豆、斬準率部人、収而埋之、哭声聞於十余里、
後乃鑽上飛出、復食黍豆、〔晋書〕卷一〇二、劉聰載記)

河朔大蝗、初穿地而生、二旬則化、状若蠶、七八日而臥、四日蛻而
飛、彌亘百草、唯不食三豆及麻、〔晋書〕卷一〇四、石勒載記)⁽¹⁹⁾

前者には蝗の摂食の習性が記され、後者には蝗の成長過程が述べられている。若干疑問の部分はあるものの、生態はほぼ正しく捉えられている。こうした観察や分析が重ねられれば、蝗の神秘性はだんだんと薄れていく筈である。

但しせっかく観察しても、それが不十分であったり迷信に影響された

りすると、考察を誤ることがある。『後漢書』五行志や梁の任昉の『述異記』は、蝗は魚などが化したものだと言っている。

安帝永初四年夏、蝗、是時西羌寇乱、軍衆征距、連十余年、(李賢注)讖曰、主失礼煩苛、則旱之、魚螺變為蝗虫、(『後漢書』志一五、五行三)

江中魚化為蝗、而食五穀者、百歲為鼠、(『述異記』)
逆に蝗が水に入ると魚や蝦に変わるといふ説も、宋の書物に見えてい

る。
蝗一生九十九子、皆聯綴而下、入地、常深寸許、至春暖始生、初出如蠶、五日而能躍、十日而能飛、喜旱而畏雪、雪多則入地愈深、不復能出、蝗為人掩捕、飛起蔽天、或墜陂湖間、多化為魚蝦、有漁人、於湖側置網、蝗墜壓網至没漁、輒有喜色、明日拳網、得蝦數斗、(『墨客揮犀』卷五)

蝗はよく湿地帯が乾くことによって発生するから、おそらくそこで見誤ったのであろう。これらの説は頗る強く信じられ、近世まで殆ど疑われることがなかった。

五 捕蝗の推進

『宋史』の中には、これ以前の正史に比べると格段に多い蝗災記事が現れる。⁽²⁰⁾ また被災状況の説明も至って細かくなっている。ここにきて突然蝗が多発するはずはない。宋代になるとそれだけ蝗に対する調査が密度を増し、蝗と戦おうとする意欲が高まったと考えられる。捕蝗はいよいよ確かな成果を上げ得る段階に入ったのである。

災異説が説かれても、それに同調する者は少なくなった。葉夢得の

『避暑録話』に、つぎのような話が載っている。

錢穆甫為如臯令、会歳旱蝗発、而泰興令独給郡將云、臯界無蝗、已而蝗大起、郡將詰之、令辭窮乃言、臯本無蝗、蓋自如臯飛來、仍檄如臯、請嚴捕蝗、無使侵鄰境、穆甫得檄、輒書其紙尾、報之曰、蝗虫本是天災、即非臯令不才、既自敝邑飛去、卻請貴臯押來、未幾、伝至郡下、無不絶倒、(卷下)

ここでは天災論が笑いのネタになっている。災異説が既にかなり衰えた証拠である。

さて災異説の束縛から脱すると、次には如何にして確実に役人を動かすかという難題が待っていた。

蝗は常に飛び回る。しかも飛び降りた先々で子を産み続ける。そのため一寸でも油断すると被害は拡大してしまう。そこで捕蝗には、各地域間の協力が不可欠となる。蝗の発生、飛行の情報を素早く連絡しあつて民衆に捕蝗作業を指示するのである。⁽²¹⁾その点、宋は整然とした統治機構を持つていたから、捕蝗に必要な役人組織、監理体制は万全であつたように見える。ところがその組織は、うまくは動かなかつた。

役人にとって蝗は全く迷惑かつ厄介な代物である。まず捕蝗作業を指揮すること自体が大変な仕事である。民衆はといえば、神を祭るばかりで蝗に手を出そうともしない。しかも首尾よく蝗を退治できればよいが、もう少しうまくいかなければ処罰は必至である。そこで、それならいっそこまかすのが上策と考える者がでてくる。もちろん仕事の困難を云々する以前に、役人も人様様で、中には蝗について何も知識を持たない者がいるし、民衆の苦しみなど全く意に介しない者もいる。

次に引く蘇軾の書簡には、そうした役人の姿が綴られている。

史館相公執事、軾到郡二十余日矣、民物樵魯、過客稀少、真愚拙所宜久処也、然災傷之余、民既病矣、自入境見、民以蒿蔓裏蝗虫、而瘞之道左、累累相望者、二百余里、捕殺之數、聞于官者、幾三萬斛、然吏皆言、蝗不為災、甚者或言、為民除草、使蝗果為民除草、民將祝而來之、豈忍殺乎、軾近在錢塘、見飛蝗自西北來、声乱浙江之濤、上翳日月、下掩草木、遇其所落、彌望蕭然、此京東余波、及淮浙者耳、而京東独言、蝗不為災、將以誰欺乎、郡已上章詳論之矣、願公少信其言、特与量蠲秋稅、或与倚閣青苗錢、疎遠小臣、腰領不足、以薦鉄鉞、豈敢以非災之蝗、上罔朝廷乎、若必不信、方且重複檢按、則饑羸之民、索之於溝壑間矣、：(「上韓丞相論災傷手実書」『経進東坡文集事略』卷四三所収)

また歐陽脩は、捕蝗のときには必ず不正を働く姦吏が現れ、人民が二重に苦しんでいると詩に歌っている。

捕蝗之術世所非、欲究此語興於誰、或云豊凶歳有數、天孽未可人力支、或言蝗多不易捕、驅民入野踐其畦、因之姦吏恣貪擾、戸到頭斂無一遺、蝗災食苗民自苦、吏虐民苗皆被之、吾嗟此語祇知一、不究其本論其皮、驅雖不盡勝養患、昔人固已決不疑、秉螽投火況旧法、古之去患猶如斯、既多而捕誠未易、其失安在常由遲、誅誅最説子孫衆、為腹所孕多蝗蚋、始生朝畝暮已頃、化一為百無根涯、口含鋒刃疾風雨、毒腸不滿疑常飢、高原下湿不知數、進退整若隨金螿、嗟茲羽孽物共惡、不知造化其誰尸、大凡萬事悉如此、禍当早絶防其微、蠅頭出上不急捕、羽翼已就功難施、只驚群飛自天下、不究生子由山陂、官書立法空太峻、吏愚畏罰反自欺、蓋歳十不敢申一、上心雖惻

何由知、不如寬法折良令、告蝗不隱捕以時、今苗因捕雖踐死、明歲猶免為蠶、吾嘗捕蝗見其事、較以利害曾深思、官錢二十買一斗、示以明信民爭馳、歛微成衆在人力、頃刻露積如京坻、乃知孽虫雖甚衆、嫉惡苟銳無難為、往時姚崇用此議、誠哉賢相得所宜、因吟君贈広其説、為我持之告採詩、(『歐陽文忠公文集』外集卷三、答宋庠捕蝗詩)

難に臨んで反つて害を及ぼすのでは、何のための役人であろうか。そこでとられた対処は、罰則の強化であつた。

治蝗を等閑にした場合の罰則規定は、唐律の中に初見する。

諸部内有旱澇霜雹虫蝗為害之處、主司応言、而不言□及妄言者、杖七十、覆檢不以実者、与同罪、若致枉有所徵免贓重者、坐贓論、

(『故唐律疏議』卷一三、戸婚中、部内旱澇霜雹の条)

これが宋朝になると更に厳しくなり、宋の董煟の『救荒活民書』拾遺に引かれた淳熙敕にはこうある。²²⁾

諸虫蝗初生、若飛落、地主鄰人、隱蔽不言、耆保不即時申拏撲除者、各杖一百、許人告、

當職官、承報不受理、及受理而不即親臨撲除、或撲除未盡、而妄申尽浄者、各加二等、

諸官私荒田、經飛蝗住落處、令佐宍差募人、取掘虫子、而取不尽、因致次年生發者、杖一百、

諸蝗虫生發飛落及遺子、撲掘不尽、致再生長者、地主耆保、各杖一百、

諸給散捕取虫蝗穀、而減尅者、論如吏人郷書手攬納稅受乞財物法、

諸係公人、因撲掘虫蝗、乞取人戸財物者、論如重祿公人因職受乞法、諸令佐、遇有虫蝗生發、雖已差出、而不離本界者、若緣虫蝗論罪、並依在任法、

右の条文からは、蝗災のたびに起こった様な問題を窺うことができ、地主たちが蝗の討除を怠つたときの罰則に加え、役人の怠慢、不実な対処について設けられた条項が多い。救荒用の穀物をごまかすとか、治蝗作業に乗じて民に経費を要求するといった役人の不正も見えている。

金朝も罰則を厳しくした。『金志』卷二二、章宗紀にそれが見える。

(泰和八年七月庚子) 詔更定蝗虫生發坐罪法、

金朝の律は、まとまった形では今に伝わっていないが、おおよそ唐律によつたものであつたといふ。²³⁾ 金はそれを厳しく更定したのである。

役人に対する罰則を重くする一方、民衆に捕蝗を促す策も実施された。

宋朝は、老若男女を問わず、蝗を捕えた分にに応じて褒賞を与えることにした。褒賞は錢であつたり、穀物であつたりした。蝗に襲われて一番苦しむのは自分達であるから、民衆はこれで治蝗作業に一段と力を入れたことであろう。漢代に初見するこの策は、たいへん大きな効果があつたようである。宋以後には、しばしば実施された。

金朝では捕蝗図が配られた。

(泰和八年七月乙巳) 詔頒捕蝗図于中外、(『金史』卷二二、章宗紀)

捕蝗図の詳しいことは分からないが、その名から察して、捕蝗の方法を分かり易く図示したものに違いない。後世統々と著された治蝗書にも図を使用したものは稀で、金がこれを広く配布したのは、先進的な考案と言うことができる。

『救荒活民書』には、また捕蝗法を印刷し手傍にして民衆に告示する方法が説かれている。

一、附郭鄉村、即印捕蝗法、作手榜告示、每米一升、換蝗一斗、不問婦人小兒、攜到即時交与、如此、則回環数十里内者、可尽矣、（『救荒活民書』拾遺、捕蝗法）
ただしこれは図ではなかったようである。

六 防蝗の徹底

積極さを増した蝗災対策は、捕蝗から防蝗へと進展する。これまでは飛来した時もしくは発生した時点で捕えてきたが、それを土中にある卵の段階で根絶やしすることに力が注がれるようになる。すなわち蝗災の予防である。

卵まで掘撲すべしという命令は、宋の神宗の熙寧八年に初めて出された。

臣謹按、熙寧八年八月詔、有蝗蝻処、委県令佐、躬親打撲、如地里広闊、分差通判職官監司提举、仍募人、得蝻五升、或蝗一斗、給細色穀一斗、蝗種一升、給粗色穀二升、給餽錢者、作中等実直、仍委官燒瘞、監司差官員、覆按以聞、即因穿掘打撲、損苗種者、除其稅、仍計餽、官給地主錢、數母過一頃、則本朝之法、尤為詳悉、（『救荒活民書』卷二、捕蝗の条）

この後、孝宗の淳熙八年に出された敕では、蝗子掘撲は必須の事と定められた。その条文は前章に『救荒活民書』拾遺所引として掲げたものである。しかしこの徹底した対処法は、宋代には国中に行き渡らなかつた。軌道に乗ったのは元代になってからである。

宋の董燧はそれがなかなか進まない状況をみて、次のように述べている。

燧竊謂、本朝捕蝗之法甚嚴、然蝗虫初生、最易捕打、往往村落之民、惑於祭拜、不敢打撲、以故遺患未已、是未知姚崇・倪若水・盧懷慎之弁論也、臣今録于後、或遇蝗蝻生發去処、宜急刊此、作手榜散示、煩士夫父老、転相告諭、亦開曉愚俗之一端也、（『救荒活民書』拾遺）
元朝では、蝗の遺子退治は毎年十月の恒例行事となった。『元史』食貨志、農桑の条に、それが記されている。

毎年十月、令州県正官一員、巡現境内、有虫蝗遺子之地、多方設法除之、某用心周悉若此、亦仁矣哉、（卷九三）

明代になると治蝗に関する優れた論文が著された。徐光啓の「除蝗疏」である。この中には蝗の発生時期、発生地域、治蝗の歴史、退治の方法などが、極めて緻密に説明された。「除蝗疏」の内容ならびに評價については、天野氏や鄒氏の論考に詳しいので、ここでは蝗災の予防法を説く一段にだけ触れることにする。

一、後事翦除之法、…臣按、蝗虫下子、必挾堅塔黑土高亢之处、用尾栽入土中下子、深不及一寸、仍留孔竅、且同生而群飛群食、其下子、必同時同地、勢如蜂窠、易尋覓也、一蝗所下十余、形如豆粒、中止白汁、漸次充実、因而分顆、一粒中、即有細子百余、或云、一生九十九子、不然也、夏月之子、易成、八日内遇雨、則爛壞、否則至十八日生蝻矣、冬月之子、難成、至春而後生蝻、故遇臘雪春雨、則爛壞不成、亦非能入地千尺也、此種伝生、一石可至千石、故冬月掘除、尤為急務、且農力方閑、可以從容搜索、官司即以數石粟易一

石子、猶不足惜第、得子有難易、受粟宜有等差、且念其衝冒嚴寒、尤應厚給、使民樂趨、其事可矣、(『農政全書』卷四四、荒政、除蝗

疏)

この部分を見るだけでも、「除蝗疏」がこれまでの生態関係記録や『救荒活民書』などに比べ、はるかに優れていることが分かる。知識が実に豊富であり、技術は的確である。徐々に改良が進む一部の技術を除けば、後世にも「除蝗疏」をしのごく治蝗論文は少ない。清代に続々と著された治蝗書の多くも「除蝗疏」を引用というよりもそのまま使用し、そこに僅かな自説を加えたに過ぎない。²⁴⁾

周 秀 井 今
ところがこの「除蝗疏」は、後世にそのままの形では伝えられなかった。「除蝗疏」は徐光啓の没後、『農政全書』中に収められて世に広まったが、『農政全書』刊行の際、その中に「蝗は蝦子が変化したもの」という一文を挿入した者がいたのである。²⁵⁾これは第四章で述べた、古くから信じられてきた説である。

僅かではあるとはいえ、この改竄行為は「除蝗疏」自体の価値を損じ、しかもこの後に出る多くの治蝗書を誤らせることになった。たとえば清代大いに流布した陳芳生の『捕蝗考』にも、この一文が入っている。結局この行為によって、蝗の神秘は完全には剥がされず、西欧の進んだ昆虫学が入ってくるまで蝗は不思議な昆虫でありつづけた。「除蝗疏」に加えられたこの行為は、古来の神秘的思想や迷信が、明代末なおも人々の間に強力に息衝いていたことを見せつける。

さて清代になると、防蝗の徹底が至上命令となる。次に康熙帝が出し

た治蝗の詔を幾つか引いてみよう。

康熙三十二年十月初十日、

上諭内閣、聞山東今年田收之後、九月中、蝗螟叢生、心已遺種於田矣、而今歲雨水連綿、來春少旱、蝗則復生、未可知也、先事予凶、可不為之計歟、乘時竭力、盡耕其田、庶幾蝗種瘞於土而糜爛、不復更生矣、若遺種即有未盡、來歲復萌、地方官、即各於疆理、區画逐捕、不使滋蔓、其亦大有益也、命戶部速牒直隸・山東・河南・山西・陝西巡撫等、示所領郡縣、咸令悉知、田則必於今歲、來春皆勉力耕耨、蝗螟之災、務令消滅、若郡縣有不能盡耕耨其田者、蝗或更生、則必力為捕滅、毋使蝗災為吾民患、(『古今圖書集成』食貨典卷八六)

康熙三十三年四月十三日

上諭内閣、朕廼深宮之中、日以閭閻生計為念、每巡歷郊甸、必循視農桑、周諮耕耨、田間事宜知之、最悉誠能、予籌穡事、広備災祲、庶幾大有裨益、昨歲因雨水過溢、即慮入春微旱、則蝗虫遺種、必致為害、隨命伝諭直隸・山東・河南等省地方官、令曉示百姓、即將田畝、亟行耕耨、使覆土尽压蝗種、以除後患、今時已入夏、恐蝗有遺種、在地日漸蕃生、已播之穀、難免損蝕、或有草野愚民云、蝗虫不可傷害、宜聽其自去者、此等無知之言、切宜禁絶、捕蝗弭災、全在人事、(『古今圖書集成』庶徵典卷一八一)

康熙三十四年正月二十六日

上諭内閣、去歲於直隸・山東・河南・山西・陝西・江南諸省、下詔捕蝗、諸郡國、尽皆捕滅、蝗不為災、農田大獲、惟鳳陽一郡、未能

尽捕、去歲雨水連綿、今歲春時、若或稍旱、蝗所遺種、至復發生、遂成災沴、以困吾民、未可知也、凡事必予防而備之、斯克有濟、其下戸部速勅直隸・山東・河南・山西・陝西・江南諸巡撫、準前制、亟宜耕耨田畝、令土瘞蝗種、毋致成患、若或田畝、有不能尽耕者、蝗始發生、即力為撲滅、毋使滋蔓為災、(『古今圖書集成』食貨典卷八六)

これら一連の詔には、蝗を殺すことに対する躊躇など全くない。蝗は發生し滋蔓する以前、すなわち土中にあるうちに糜爛すべきことが力説されている。三十三年の詔は「蝗は人災である」と断言し、三十四年の詔は、「蝗災で重要なのは予防だ」と告げている。

続く雍正帝も、蝗の報告に接すると、康熙帝とかわらぬ毅然とした人災論で応じた。次には『雍正朱批諭旨』から二つの詔を引いておく。

蝗蝻一事、人力境可以勝之、硝然無疑者、捕不尽力、一令飛起、為害不小、地方官百姓、多有憚於撲捕、倖免督責、往往隱而不報、爾當時加訪察、嚴行飭諭、方收实效、在爾東省、此事尤為緊要、年年春夏秋、務宜留心、毋得少忽、慎之慎之、(雍正五年四月二十八日付、山東巡撫塞楞額の報告に対して)

蝗蝻為災与否、猶屬人力所能、轉移之事、其加意訪查、一有生發、即督飭將備等員、尽力撲捕、務俾消滅、倘稍延緩、致令飛起、則其害不可勝言矣、勤慎為之、(雍正八年五月二日付、署理直隸管承沢の報告に対して)

清代でも、蝗が発生すると朝廷では天災論が説かれ祭神が進言された。しかしそれはもう蝗災時につきものの伝統的、形式的な言辞に過ぎなかった。実際には、どこまでも捕蝗防蝗の徹底が論じられた。

むすび

蝗災対策史といえば、つい殺虫技術の発達に目を遣りがちであるが、中国においては、そこにまた古来の神秘的迷信的思想からの脱出と、討除体制の整備運用という重要な側面があったことを忘れてはならない。これは何れも為政者の問題である。一般民衆は蝗に対してどうであったかといえ、いつまでも無知であった。それは清代になっても殆ど変わらなかった。⁽²⁶⁾従って治蝗が成功するか否かは、ひとえに為政者側、つまり皇帝から官僚、僚属までが、蝗をただの一昆虫と認識し、そして民衆をいかにうまく教育指導するかにかかっていた。ところが蝗を天災とする見方は根強く、それは順調には進まなかった。

長い時間の経過は、対策を少しずつ実りあるものにしていったが、蝗を人災と見極めるなど、治蝗に必須の条件がひととおり満たされたのは、やっと清代のことであった。「蝗災は人の力で必ず防止できるもの。」「蝗災は行政の失から起るもの。」皇帝自身の口からこうした断固とした言葉が発せられるまでには、実に長い時間がかかったものである。

飛蝗は一旦始まると、群生相という密度に対する特殊な反応形式によって、侵入と発生が繰り返されていく。これを完全に終結させることができるのは、天敵と組み合わせられた悪天候しかないという。現在国連にはバッタ情報センターが設けられ、各国が協力して農薬の散布などを行っ

ているが、しかし蝗災は世界で跡を絶たない。

人の力でこの蝗災を断とうとすれば、蝗に群生相を生じさせる恐れのある生育環境を改変するのが最良の方法である。そこで人民中国では、蝗の発生地である黄河や長江の下流、淮水流域などの湿った草原地域を開墾し、治水事業を進めた。これで蝗の発生基盤は根本消滅すると期待された。⁽²⁷⁾ところが近年のニュースによれば、大河川の水量が減り、そこに連年の旱魃が加わって一部地域で蝗が発生しているという。まことに自然の力は強大である。中国の蝗との戦いは、まだまだ終わりそうにない。

註

(1) トビバッタの生態については、次の論著を参考にした。馬世駿「東亜飛蝗在中国的發生動態」(『昆虫学報』第八卷第一期、一九五八)、伊藤嘉昭・桐谷圭治「動物の数は何でまらるか」(一九七二)、奥井一満「農耕文化が育てたバッタの仲間」(『科学朝日』一九七八—三)など。

(2) 鄧拓『中国救荒史』(一九三七)(北京出版社再刊、一九九八)、天野元之助「徐光啓の『農政全書』と除蝗考」(『松山商大論集』第一卷四号、一九五〇)、加藤繁「支那の害虫駆除法に就いて」(『支那経済史考証』下巻、一九五三)、周堯『中国早期昆虫学研究史(初稿)』(一九五七)、鄒樹文「論徐光啓《除蝗疏》」(『科学史集刊』六、一九六三)、澤田瑞穂「驅蝗神」(『東方宗教』第五号、一九七八、『中国の民間信仰』所収、一九八二)

このほかにも、蝗に関する文化を扱った著述は多い。その幾つかをあげておく。

今井洸「支那の蝗災」(『ひのもと』一九四三—三)、小西正泰「害虫戦争の軌

跡(二)」(『今月の農業』第二〇卷一三三号、一九七六)、関宗殿「養鴨治虫与《

治蝗伝習録》」(『農業考古』一九八一第一期)など。

(3) 『呂氏春秋』卷一八、不屈

匡章謂恵子於魏王之前曰、蝗螟、農夫得而殺之、奚故、為其害稼也、

『史記』卷六、秦始皇本紀

(秦始皇四年)十月庚寅、蝗虫從東方來、蔽天、

(4) 『春秋』には、桓公五年から哀公十二年に至る間に十一の「蝻」字が現れる。桓公五年秋の杜注によれば、蝻は蚣蝻の属だといふ。

蚣蝻之属為災、故書、

蚣蝻というのは、渡辺温氏の『訂正康熙字典』によれば、ハタオリと訓じてある。ハタオリは蝗とは違う。ハタオリは蝗のように大きな害を与えることはない。そこで正義を見てみると、

正義曰、釈虫云、蝻蝻、楊雄方言云、春黍、謂之蚣蝻、陸機毛詩疏云、幽州人、謂之春箕、春箕即春黍、蝗類也、長而青股鳴者、或謂、似蝗而小班黑、其股狀、如瑋瑋、又五月中、以兩股相切作声、聞十數步、爾雅、又有蝻蝻・土蝻、樊光云、皆蚣蝻之属、然則、蝻之種類多、故言属以包之、伝称、凡物不為災、不書、知此為災故書、

とある。ここには蝻は蝗の類であると云っている。但し蝗そのものとは云っていない。

『漢書』五行志を見てみると、蝻は蜚・螟といった害虫と並べて記されている。その蝻に付された顔師古の注には、

師古曰、蝻即阜蝻、即今之蝻虫也、蝻音終、蝻音之庸反、

とある。蝻は「チョウ」と読むとカイコの意となるが、『集韻』によると、

諸容切、音鍾、蝗也、或作蝻、

とあって、師古が注した「シヨウ」という音では蝗の意となる。そして阜蝻の阜は大の意であるから、そうすると師古は蝻をオオイナゴと解したことになる。蝗は飛行用に体が巨大化している。師古の云うオオイナゴとは、その点を捉えた名に違いない。

『春秋』に見える蝻については、このように様様な解釈があるが、筆者は師

古のように蝗と解釈するのがよいと思う。

阜螽という名は、『詩』の国風、召南に初見する。

嘒嘒草虫、趨趨阜螽、未見君子、憂心忡忡、亦既見止、亦既覯止、我心則降、

この阜螽については、毛亨の伝には、

阜螽、螿也、

とあり、孔穎達の疏には、

正義曰、嘒、李巡曰、蝗子也、陸機云、今人謂蝗子為螿子、兗州人、謂之螿、許慎云、蝗螽也、蔡邕云、螽蝗也、

とあって、諸家はいずれも、これは蝗の子だとする。すでに阜螽はオオイナゴと理解したが、これによればオオイナゴの子も、阜螽と呼ばれていたようである。

なお『詩』には螽斯、斯螽という虫の名が見えるが、これも蝗と理解してよいであろう。

螽斯羽、詵詵兮、宜爾子孫、振振兮、(国風、周南)

五月、斯螽動股、(国風、豳)

螽斯と斯螽を蝗と判断するのは、詩が螽斯の繁殖力の高さを歌っていること、そして注疏が螽斯も斯螽も同じものと云っていることによる。

ところで、『詩』にはまた螽・螿・螽・賊といった虫がでてくる。

既方既阜、既堅既好、不稂不莠、去其螟螽、及其蟊賊、無害我田穉、田祖有神、秉畀炎火、(小雅、甫田之什、大田)

これらの虫が何かというと、毛氏の伝には、

食心曰螟、食葉曰螿、食根曰螽、食節曰賊、

とあり、孔氏の疏には、

正義曰、皆積虫文、李巡云、食禾心為螟、言其姦冥冥難知也、食禾葉者、言偃貸無厭、故曰螿也、食禾節、言貪很、故曰賊也、食禾根者、言其稅取萬民財貨、故云螽也、孫炎曰、皆政貪所致、因以為名也、郭璞曰、分別虫啖禾所在之名耳、螿與螿、螽與螽、古今字耳、郭璞直以虫食所在為名、而

李巡・孫炎、並因託惡政、則災由政起、雖食所在為名、而所在之名、緣政所致理為兼通也、陸機疏云、螟似子方、而頭不赤、螿蝗也、賊似桃李中蠹虫、赤頭身長而細耳、或説云、螽、螿也、食苗根為人患、許慎云、吏犯

法則生螟、乞貸則生螿、旧説、螟螿螽賊、一種虫也、如言寇賊姦宄、内外

言之耳、故健為文学曰、此四種虫、皆蝗也、実不同、故分別釈之、

とある。以上に見える諸説をまとめると、螟螿螽賊はそれぞれ別の虫であると

する説と、四つともみな蝗を指しているとする説に分かれる。後世になると、

四つとも全部を蝗と解する学者が多くなる。

しかし全部を蝗とするのは疑問である。古い説はみな、螟螿螽賊という文字の別は、食べた植物の部位によると云っているし、蝗は大食だとはいっても、

しかし茎の中から生まれ出たり、土中の根を好んで食べることはない。だいたい詩の文自体があらゆる虫をとり上げているように見える。

螟螿螽賊というのは、おそらく食べた植物の位置で分けた、昔の大まかな害虫区分であろう。確かに葉を食べる虫の中で蝗は最も恐れられたから、螿は蝗と見ても大過あるまい。しかし『詩』の螟螿螽賊の四文字は、蝗を含む全ての害虫を指したと見るのが無難に思う。

因みに渡辺氏の『訂正康熙字典』は、螟をズイムシ、螿をハクイムシ、螽をネキリムシ、賊をフシクイムシと訓じている。これは植物のどの部分を食べたかで虫を分けた説にそのまま従った訓み方である。

(5)「螽」字は唐宋の頃に現れ、以後、蝗の子をさすときには「螽」が最もよく使われる。ところが『康熙字典』に、この字はない。清の顧彦の『治蝗全法』は、「螽」字の由来を次のように考察している。

螽、於春秋及爾雅、曰螽、曰螽、曰螽、皆蝗未有翅之称也、螽乃螽字之誤、蓋因篆体旬字、与南相似、故誤作螽、是以字典止有螽字、而無螽字也、

(卷三、螽蝗字考)

(6) 蝗を穴埋めにして殺すという方法は、王充『論衡』の順鼓篇に見える。蝗虫時至、或飛或集、所集之地、穀草枯索、吏卒部民、塹道作塹、榜驅内於塹堦、把蝗積聚、以千斛數、正攻蝗之身、蝗猶不止、况徒攻陰之類、雨安肯霽、

火で虫を焼殺するというのは、『詩』に初見する。註4にも引いた小雅、大田の詩である。

既方既阜、既堅既好、不稂不莠、去其螟螣、及其蟊賊、無害我田穡、田租有神、秉畀炎火、

鄒樹文氏は前掲論文の中で、これを「火で虫を退治したというのではなく、冬の焼畑に行われた習慣であろう」と解釈した。しかし蝗を焼殺するのは、蝗退治のごく自然な発想であり、上古より普通に行われていたことであろう。

螟螣蟊賊とは註4で述べたように、蝗を含む害虫類のことである。よってここに記された行為は、害虫の焼殺を目的としたものと解したい。天野元之助氏も、これを害虫の駆除と見ている。『中国社会経済史』殷周之部、一九七九

(7) 『元史』卷一九二、良吏二、劉秉直伝には七月の蜡祭が見える。

(至正八年) 秋七月、虫螟生、民患之、(劉) 秉直禱於八蜡祠、虫皆自死、

この他、陳正祥氏が『中国方志的地理学価値』(一九六五、香港中文大學出版) 第五章に集収した、八蜡廟の資料には、

春秋、編祭、(『懷柔縣新志』)

仲春仲秋上戊日、致祭、(『薊州府志』)

每歲春秋戊日、僚屬分祭、(『唐県志』)

などとあり、蜡の恒例の祭日も昔とは違うことが分る。

(8) 註7の陳氏の論文に詳しい。

(9) 『史記』卷一二、武帝紀にも同文がある。

(10) 『詩』の国風、周南には、

螽斯羽、誦誅兮、宜爾子孫、振振兮、

とある。この句には蝗の凄まじい繁殖力が捉えられており、周の昔から、蝗が恐れられたばかりでなく、崇められもしたことが推察できる。後世、蝗を瑞象と見る者がいたのも、何ら不思議でない。

初重華末年、有螽斯虫、集安昌門外、綠壁逆行、都尉常拋諫曰、螽斯是祚小字、今乃逆行、災之大者、願出之、重華曰、子孫繁昌之徵、何為災也、(『魏書』卷九九、張寔伝附張祚伝)

(11) 狩野直喜『中国哲学史』(一九五三)、同『両漢学術考』(一九六四)、鈴木

由次郎「董仲舒」(『講座東洋思想』Ⅱ所収、一九六七)、富谷至・吉川忠夫訳注『漢書五行志』(一九八六)

(12) 劉知幾『史通』卷一九、五行志錯誤、五行志雜駁

(13) 『漢書』卷二七中之上、五行志中之上

庶徵之恒陽、劉向以為、春秋大旱也、；釐公二十一年夏、大旱、；董仲舒・劉向以為、齊桓既死、諸侯從楚、釐尤得楚心、楚來説、獻捷、積宋之執、外倚彊楚、炕陽失衆、又作南門、勞民興役、諸零・旱・不雨、略皆同説、顏師古は炕陽に、次のように注している。

師古曰、凡言炕陽者、枯涸之意、謂無慮沢於下也、

(14) 註4参看。

(15) 「漢光武詔曰」とあるのは、孝明帝の誤り。この文は『後漢書』紀二、永平三年春正月癸巳の条にある。拙稿第三章の末に引用している。

(16) 周堯氏は前掲『中国早期昆虫学研究史』第二章第一節、害虫防除の歴史の中で、この記事をもとに「在公元七一二三年的唐代、政府設有治蝗の専門人員、由宰相姚崇建議設立「捕蝗吏」、並且在防除上收到了很大的效果、相伝「掘溝捕蝗」的方法就是由他發明的、」と論じ、この時はじめて治蝗の専門員が置かれたとしている。但し掘溝捕蝗については、註6に述べたように既に『論衡』の中にその方法が記されている。

(17) 唐代まで僅かしかなかった正史中の治蝗記事は、五代以降、次第にその数を増していく。因みに『新五代史』卷九、出帝本紀を見ると、続々と各種の捕蝗策が現れる。

(天福八年) 夏四日庚午、；供奉官張福率威順軍、捕蝗于陳州、五月、秦寧軍節度使安審信捕蝗于中都、；甲辰、以旱蝗大赦、六月庚戌、祭蝗于臯門、；秋七月甲辰、供奉官李漢超帥奉国軍、捕蝗于京畿、八月丁未朔、募民捕蝗、易以粟、；

(18) 科学技術が古来の神秘思想から脱して發達する様は、藪内清「中世科学技術史序説」(『東方学報』京都第三二冊) や同氏「中世科学技術史の展望」(『中国中世科学技術史の研究』所収、一九六三) などから概観できる。

(19) これとほぼ同じ文が『芸文類聚』卷一〇〇、災異部所収の『趙書』にあり、

こちらには年時が記されている。

石勒十四年五月、飛蝗穿地而生、二十日化如蠶、七八日作虫、四日則飛、周徧河朔、百草無遺、唯不食三豆及麻、

(20) 前掲天野氏の「徐光啓の『農政全書』と除蝗考」には、『古今圖書集成』所引の蝗災記事を集計した「王朝別・世紀別にみた蝗災発生年表」がある。周堯氏の『中国早期昆虫学研究史』の付録には、「中国早期昆虫学研究年表」と、多数の文献をもとにした二〇頁を越す「歴代蝗虫災害統計表」がある。

陳正祥氏の『中国方志の地理学価値』の第五章には、蝗神廟の分布から見た中国の蝗災地域や、明代華北平原における蝗災発生頻率などが、多数の地志をもとに図示されている。

(21) 蝗退治にどれほどの人が動員されたかという点、『元史』卷一六〇、王磐伝にその数を見ることが出来る。

(磐) 出為真定・順德等路宣慰使、：蝗起真定、朝廷遣使者督捕、役夫四萬人、以為不足、欲牒鄰道助之、磐曰、四萬人多矣、何煩他郡、使者怒、責磐狀、期三日尽捕蝗、磐不為動、親率役夫走田間、設方法督捕之、三日而蝗尽滅、使者驚以為神、

これによってそのとき極めて多くの人々が働いたことが分かる。また徐光啓の「除蝗疏」には、一邑一郡の力を以てしても困難な作業であったことが、次のように記されている。

臣按、已上之諸事、皆須集合衆力、無論一身一家、一邑一郡、不能独成其功、即百舉一毀、猶足覆事、

(22) この勅は『宋史』卷三五、孝宗紀に、
(淳熙九年八月) 壬子、定諸州官捕蝗之罰、とあるのがそれである。

(23) 仁井田陞「金代刑法考」(『中国法制史研究』刑法篇所収、一九五九)、葉潜昭『金律の研究』(私家版) 参照。

(24) 清代の治蝗書については、前掲した天野、加藤、周氏らの論考に解説されている。

(25) 前掲鄒氏の論文の第六章、陳子竜竄改《徐蝗疏》及其原因。

(26) 清代に出版された諸の治蝗書は、人々の無知識を憂える確な治蝗技術を教授しようとして著されたのであるが、人々が神を祭ることに必ずしも否定的でなかった。たとえば顧彦の『治蝗全法』には、

遇蝗禱神、只心禱本處之山川・城隍・里社・邑厲、以及閔聖帝君・火神・劉猛將軍而已、其余淫祀、無庸多及、且須一面禱、即一面捕、切勿以為禱必有靈、可不驅捉、蓋設無靈、則悔無及矣、(卷一、蝗宜禱捕並行)

とあり、祭神行事を治蝗作業と平行して行うべきだと説いている。但し靈威に頼りすぎてはいけなさと戒めてはいる。

(27) 周堯氏は前掲『中国早期昆虫学研究史』第二章第二節、蝗虫問題の中で、「地有高卑、雨沢有偏被、水旱為災、尚多倖免之処、惟旱極而蝗、數千里間、草木皆尽、或牛馬毛幡幟皆尽、其害尤慘、過於水旱、但中華人民共和國成立以來、隨着封建社会的消滅、這些災害都已經為中國人民所戰勝、並且將被根本消滅掉、」と述べている。

追記

拙稿を記すに際し、東洋学の勝村哲也、米田賢次郎、吉井和夫、昆虫学の小西正泰、伊藤嘉昭の諸先生から、懇切なご教示と貴重な資料を頂戴した。しかし筆者の怠慢から成稿が甚だ遅れてしまった。ここに深く感謝するとともにお詫びを申し上げる。